

「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書(案)」の御意見に対する考え方

平成20年8月8日(金)から平成20年9月8日(月)にかけて、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書(案)」に対するパブリックコメントを実施しましたところ、以下のとおり御意見が寄せられましたので、御意見の概要及びそれに対する考え方をお知らせします。

1. 募集要領

- (1) 意見募集期間:平成20年8月8日(金)から平成20年9月8日(月)まで
- (2) 実施方法:電子政府の総合窓口(e-gov)における掲載
- (3) 意見提出方法:電子メール、FAX、郵送1 意見募集方法の概要

2 提出意見総数 11件

3 寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方 別紙のとおり

はじめに

意見はありませんでした

第1章 家電製品のリユース促進、及びリユース・リサイクル仕分けガイドライン策定に関する基本的な考え方

1. 基本的な考え方

(1) 循環型社会形成推進基本法に基づく整理

主な意見の概要	意見に対する考え方
循環型社会形成推進基本法における「再利用」は部品リユースを含む概念ですが、本報告で使われる「再利用」(リユース)という言葉は、使用済みとなった製品の再利用に限定されています。このため、基本的な考え方として法の整理を行うなら、段落文末に「なお、本報告では、部品リユースは含まず、家電製品として使用される「製品リユース」を対象としている。」などの表現が必要であると考えます。	家電製品のリユース・リサイクル仕分けガイドラインとして、家電製品のリユースを記載していますので、整理できているものと考えています。
第2段落の後半「なお、リユースには、国内リユースと国外リユースがあり、環境負荷及び国内での資源有効利用の観点からみれば、国内リユースに優位性があるが、国外リユース市場には、国内よりも使用済家電の修理コストが安い、或いは、国内にはないリユース品の需要が存在するという実態があり、国外リユースは国内リユースを補完するものとして位置付けられる。」について、リユースに適する家電製品であっても、最終的には廃棄されることから、海外リユースは適正なリサイクルが望める場合に限るべきです。また、この部分は「循環型社会形成基本法に基づく整理」を行う部分であるので、事実関係の表記に止め、以下のように修文すべきと考えます。 「なお、リユースには、国内リユースと国外リユースがあり、環境負荷及び国内での資源有効利用の観点からみれば、国内リユースに優位性がある。一方、国外リユース市場には、国内よりも使用済家電の修理コストが安い、或いは、国内にはないリユース品の需要が存在するという実態があるが、リユース品としての使用が終わった後の処理状況については適正なリサイクルが望めない場合もある。」	輸出先国の法規制等の遵守が前提になるものと考えていますが、いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。
e-waste問題解決が世界的な課題となる中、リユース名目の廃家電海外流出防止に向けた措置が必要である。	バーゼル条約関連法令の遵守が重要と考えていますが、いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。

(2) 適正な仕分けのためのガイドライン策定の必要性

意見はありませんでした

2. ガイドライン策定に当たっての、全体的な論点とそれに対する考え方

(1) 一律指標の必要性

意見はありませんでした

(2) 地球温暖化等、他の環境負荷要因との関係について

意見はありませんでした

第2章 小売業者によるリユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインの設定と項目について

1. 仕分け基準に関する二段階ガイドラインの設定について

意見はありませんでした

2. 製品性能に関するガイドラインの検討について

(1) 年式

意見はありませんでした

(2) 動作確認

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「リユース品として販売できなかった際(売れ残り品を含む)の当該使用済家電の処理に関するリサイクル料金等の負担の分担についても、引取先業者との間であらかじめ契約上定めておく必要がある」という表現は、小売と引渡先業者(リユース業者)の間のリサイクル料金の負担の分担を容認するように読めます。しかし、①所有権が引渡先業者に移っている場合、小売に処理責任(処分費用の負担)を一部でも課すことは、事業者の処理責任を求める廃棄物処理法の諸規定を無視するものである、②逆に小売に所有権が残る場合、リサイクル料金を一部でも負担する行為は廃棄物としての処分(リサイクル)を目的とするものであることから、小売がリサイクル料金を支払いつづメーカー以外の物に譲渡する行為は、家電リサイクル法第10条に違反する、と考えられることから、いずれの場合も、法に抵触する可能性があります。本報告書案において、こうした誤解を生じさせないため、以下のような修正案が必要と考えます。</p> <p>「リユース品として販売できなかった際(売れ残り品を含む)の当該使用済家電の処理に関するリサイクル料金等の負担については、引渡先業者に支払い義務が生じることを、引取先業者との間であらかじめ契約上定めておく必要がある。」</p>	<p>廃棄物処理法上の廃棄物処理責任はあくまで当該使用済家電の所有者にあります。その実質的な費用負担について、当事者間で、契約により定めることは問題ありません。こうした趣旨がより明確になるよう、ご指摘の部分について以下のように修正させていただきます。</p> <p>「リユース品として販売できなかった際(売れ残り品を含む)の当該使用済家電の処理責任は所有者にあるが、そのリサイクル料金等の実質的な費用負担等(分担する場合等)についても、あらかじめ契約上定めておく必要がある。」</p>

(3) 外観

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>リユースに回った家電品のフロン類の適正処理について、リユース品取扱業者への指導・監督権限を有する官庁がなければ、実効性が担保されません。また、リユース品取扱業者においてやむを得ず廃棄処理する場合は、市中の回収業者の業態と区別がつきませんが、国はこうした業者が資源回収の際にフロンを放出する行為について、現状では取り締まる法令がないことを認めています。原案どおり記載するのであれば、リユース品等有価で取り引きされる使用済み家電品のフロン回収に関し、関係法令の見直し・強化と、これに応じた検査体制の構築が必要と考えます。</p>	<p>廃家電を処理する際は、廃掃法の処理基準において適切な処理が規定されています。リユース品等に係るフロン類の回収に関しては、関係法令との関連もありますが今後の検討課題と認識しています。</p>

3. 使用済家電のトレーサビリティに関するガイドラインの検討について

主な意見の概要	意見に対する考え方
(2) 動作確認での意見と同じ	(2) 動作確認での考え方のおり
<p>「動作確認については、必ずしも小売業者本体が行う必要はない・・・(13ページ5～6行目)」とあるが、これでは現状追認に過ぎない。中古家電として他人に譲渡するにあたっては、動作確認もしくは修理を、小売業者の責任において行うべきである(動作確認/修理を外部に委託することはやむを得ないとしても、あくまで動作確認/修理の委託とし、譲渡する時点においては正常に動作することが必要)。</p>	<p>本ガイドラインは、小売業者が、リユースとリサイクルの仕分け基準を作成する際に参考としていただくものです。動作確認については、一定の知見を有していると考えられる中古品業者が行うことを想定していますが、現状を踏まえ、関係者が責任を持って行うことが重要と考えます。</p>
<p>「その輸出先国における必要な修理・販売体制」・・・(13ページ7～8行)」とあるが、故障品はもはや中古家電とはいえず、スクラップと見なすべきである。そもそも正常に動作しないものを小売業者が他人に譲渡するのは禁止すべきである。</p>	<p>御意見のとおり、本ガイドラインでは、正常でない状態のものをリユースに回すことを定めているものではなく、また引渡先が輸出目的の場合は、輸出先国における修理・販売体制を確認することが重要と記載しています。</p>
<p>「ガイドラインAの項目の記録・管理に加え・・・状況把握を行うことが重要である。(13ページ19～20行)」とあるが、トレーサビリティ確保を謳う以上、小売業者が他人に中古家電を譲渡するにあたってはガイドラインB相当の情報把握を義務付けるべきである。</p>	<p>義務としての基準ではなく、リユース・リサイクル仕分けガイドラインであるため、可能な限り状況把握を行うことが重要と考えています。</p>

おわりに

意見はありませんでした

その他御意見

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「ガイドライン」といった法的に曖昧なものとはせず、政省令において「基準」として明確に規定すべきである。</p>	<p>2月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、リサイクル・リユースの仕分け・引渡しに係る指針の策定に取り組むことが必要であるとの指摘を受け、リユース・リサイクルの仕分け基準作成のためのガイドラインとしてまとめたものです。</p>
<p>本ガイドラインは小売業者向けであるが、小売業者を経由しないルート、例えば「買い子」ルートに対する何らかの対策も必要である。そもそも「買い子」の廃棄物処理法あるいは家電リサイクル法上の位置づけもあいまいであり、これを明確にした上で必要な法的措置を講ずるべきである。</p>	<p>回収業者等が廃棄物処理法に違反した場合は、引き続き自治体が厳正に対処すべきと考えています。また、頂いた御意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
<p>本基準案は、リユースできるものはリサイクルに戻さず、適切にリユースすることを目的としていると理解しています。しかし、この基準案の運用には下記のような基本的な問題があります。</p> <p>(1) この基準案の実施には法的強制力がないこと (2) 小売業者以外の回収ルートへの適用が不明確であること (3) リユースに回した場合のトレーサビリティを確実にする担保がないこと (4) 動作試験を行ったことの確認ができないこと (5) 資源有効利用促進法対象のパソコンには適用されないこと</p> <p>したがって、このような基準だけを単独で運用すると、国内でリサイクルに回る使用済み機器の数は減少するが、動作試験の実施に法的強制力がないので、中古品輸出業者にわたる動作試験の行われていない使用済み機器の数が現在よりも増え、中古品名目で途上国に輸出される「廃棄物同然」の使用済み機器が一層増えることが懸念されます。すなわち、仕分け基準が、国内で処理すべき廃棄物を途上国に輸出することを助長することになりかねません。これは適切にリユースするという目的に反します。したがって、このような仕分け基準案を単独で実施するのではなく、下記についても早急を実施することが必要であると考えます。</p> <p>1. パソコンを含み使用済み電気・電子機器について、動作試験を含めて中古品基準を確立すること。 2. 中古品基準を満たさないもの、あるいは動作試験の行われていない使用済み電気・電子機器の輸出はバーゼル条約対象の有害廃棄物であることを明確にすること。 3. 使用済み電気・電子機器を中古品として輸出する場合には、中古品基準を満たすことを示す書類を輸出業者提出にさせること。 4. 中古品基準の作成に当たってはEUとオーストラリアの基準などを参考とし、極力、国際的に整合性のある基準とすること。</p>	<p>家電リサイクル制度の範囲を超えた御意見もございますが、今後の施策運営の参考とさせていただきます。</p>